こども家庭庁長官官房参事官 (総合政策担当)付企画調整係 様

> 愛知保育団体連絡協議会会長 場崎八十子(やそこ) 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館308 電話052-872-1971 Mail. aihokyou@minos.ocn.ne.jp

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等 ~こども大綱の策定に向けて~(中間整理)」についての意見

2023 年9月 29 日、こども家庭庁こども家庭審議会は「今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等 ~こども大綱の策定に向けて ~ (中間整理)」(以下、中間整理)を公表した。中間整理では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すとして、こどもは生まれながらの権利の主体であること、乳幼児期が社会全体にとっても極めて重要な時期であること、乳幼児期のこどもが、かけがえのない個性である存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければならないこと等が明記されている。私たちは、乳幼児の保育環境の向上・改善に取り組む団体として、こうした内容を歓迎する。

同時に、よりよい保育環境・条件を実現させるための記述については、いくつかあいまいな表現や不十分な点も見られる。

私たちは、乳幼児の保育環境の向上・改善が確実に実施されることを求め、以下の6点について意見を述べ、大綱に反映されるよう強く要望するものである。

記

(1) 幼児教育・保育の特性とその重要性を踏まえ「遊び」を充実させると明記すること。「幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る」の表現は削除すること。 (P23 17 行目~20 行目について)

(理由)

乳幼児期のこどもは「遊び」を通してさまざまなことを学んでいくことは「保育」の核心であり、現在も日々様々な困難な中でも行われているところである。幼児教育・保育の質の向上は、「遊び」の充実と同義であり、「遊び」を充実させると明記すること。さらに、「こどもの発達にとって重要な「遊び」を通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。」との表現は、「幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る」範囲において保障されると理解できるため削除すること。

(2) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善は、幼児教育・保育の充実のために行うと明記すること。「こどもの育ちそのものと密

接不可分な保護者・養育者支援が重要であり」という表現は削除すること。(P23 21 行目~23 行目について)

(理由)

保育士、保育教諭、幼稚園教諭は、より良い幼児教育・保育の実施の中心である。負担軽減、職員配置基準の改善は、「こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり」との文脈で語られるのは適切でなく、幼児教育・保育の質の向上と合わせて語るべきものと考える。

(3) 職員配置基準の改善は法定価格上の加算措置ではなく、法令で基準を改定することで行うこと。(P23 22&23 行目について)

(理由)

加算措置では、加算の対象になる施設とそうでない施設ができ、すべてのこどもに等しくより良い幼児教育・保育が提供できない。これでは、こどもが通う施設や住む地域により環境・条件が大きく異なることになるため。

(4) 幼児教育・保育の無償化は、2歳児未満のこどもも対象にすること。また、給食費も無償の対象にすること。(P29 11&12 行目について)

(理由)

幼児教育・保育の無償化は現行3歳児以上を対象にしており、より保育料の高い2歳児未満は対象外となっている。経済的負担の軽減というなら2歳児未満も対象とすべきである。

「食」は生命を支える土台であり、保護者の経済的事情の差違に関係なく、まっさきに保 障されるべきと考える。

幼稚園では満3歳になった翌月の保育料より無償になることに比べて、保育所では3歳児以上を無償の対象としているが、平等性の観点から幼稚園と同じにするべきと考える。

(5) 3 歳未満児の子育て当事者への支援は、現行の一時預かりや子育て支援事業などの 拡充で行うこと。(P23 7~11 行目及び P29 22~26 行目について)

(理由)

「こども未来戦略方針」では、3歳未満児の子育て当事者への支援については「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設が提起されている。現行の制度でも一時預りや地域子育て支援拠点などの事業で対応可能であり、それらの充実で実施する方が容易であると考える。

(6) 「障害のあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもなど特別な配慮を必要なこどもを含め、ひとりひとりのこどもの健やか成長を支えていく」ためは、さらなる幼児教育・保育の環境・条件の改善が必要である。(P23 12~16 行目について)

(理由)

現在、保育所は、慢性的な保育士不足に悩まされながらなんとか運営されている。

今後、「障害のあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもなど特別な配慮を必要なこどもを含め、ひとりひとりのこどもの健やか成長を支えていく」のであれば、看護師や通訳など専任のスタッフが必要であり、現場に人的・時間的なゆとりがあることがなにより必要であると考える。